

平成23年4月1日施行

島根県暴力団排除条例

暴力団を

利用しない！

暴力団と

交際しない！

暴力団に

協力しない！

暴力団追放！！

条例の内容

- 県民の皆さんが暴力団から被害を受けないように各種の施策を展開します。
- 青少年が暴力団に加入することを防止するとともに、学校等の周辺に暴力団事務所を開設することを禁止します。
- 暴力団に資金を提供したり、その活動に協力することを規制します。
- 暴力団が祭りに出店することや暴力団が祭りの運営に関わることを規制します。

暴力団に関する
お問い合わせ
ご相談は...

暴力相談電話(島根県警察本部内) **0852-21-9302**
(受付24時間)

または、暴力追放県民センター **0852-21-8938**

そのほか、最寄りの警察署・交番・駐在所へご連絡下さい。

